

令和7年度 木材加工用機械作業主任者技能講習のご案内

登録教習機関 岐阜労働局登録第4号
 令和11年3月31日まで有効
 主催 林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部

木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場は、労働安全衛生法で木材加工用機械作業主任者を選任しなければならないこととなっています。

作業主任者は、木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者でなければならないと規定されています。

下記により技能講習を開催しますので、作業主任者を選任または補充されていない事業所は、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

記

1. 実施月日 別記「講習開催日及び日程等」のとおり
2. 場 所 (高山) JAひだ吉城営農センター(飛騨市森林組合) 飛騨市古川町上野571-1
(岐阜) ぎふ森林文化センター 岐阜市六条江東2-5-6
3. 定 員 各講習時期共30名（定員になり次第締め切ります。）
なお、申込者が少ない場合は取りやめることもあります。
4. 受講資格 木材加工用機械の作業に3年以上従事した経験を有する者
(職業能力開発促進法での養成訓練を終了した者等には、受講の一部免除規定があります。詳しくは問合せ先までご連絡ください。)
5. 修了証 所定の講習を受講され、修了試験で規定の成績を得られた方には修了証を交付します。
6. 受講料 17,600円 (15,400円+テキスト代2,200円) 消費税10%1,600円含
※林業・木材製造業労働災害防止協会 登録番号T2010405001854

*受講の一部免除の方は12,100円 (9,900円+テキスト代2,200円) 消費税10%1,100円含

*受講料は、開催日の10日前(土日祝日除く)までにお振込みください。

*受講料の振込先

十六銀行 六条支店 普通 1301420
 林業労働災害防止協会岐阜県支部

*都合により欠席される場合でも受講料はお返しできません。

7. 申込方法 受講希望者は、受講申込書に必要事項を記入し、添付書類を同封のうえ郵送にてお申込みください。必ず3年以上の経験について事業主の証明を受けてください。(顔写真は折曲げ厳禁)

*添付書類等

- ・顔写真(対3.0cm/対2.5cm) 三分身・正面・無帽・背景無地…1枚 (受講申込書)
- ・自動車運転免許証等(旧姓等併記)の表裏写し…1枚 (住民票の現住所が確認できる公的書類)

【個人情報について】提供していただいた個人情報は、当支部が適切に管理し、本講習の実施目的意外には使用いたしません。

8. 講習会の申込先/問合せ先

〒500-8356 岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター3F
 林業労働災害防止協会岐阜県支部
 TEL 058-275-0192 FAX 058-201-1195

【講習開催日及び日程等】 2日間・15時間講習

講習時期	開催日	開催場所
8月講習	令和7年 8月 6日(水)～7日(木)	高山
1月講習	令和8年 1月 14日(水)～15日(木)	岐阜

*申込み締め切りは各講習会初日の10日前です。

	時間	科目
第1日目	8:30～8:40	・オリエンテーション
	8:40～17:40 (昼食休憩50分を含む)	・木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 (6.0時間) ・木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 (2.0時間)
第2日目	8:30～17:40 (昼食休憩50分を含む)	・作業の方法に関する知識 (5.0時間) ・関係法令及び災害事例 (2.0時間) ・修了試験

*駐車場が狭いので出来るだけ相乗りをお願いします。

(R7.2.3)